

出生率と少子化対策について

一六七七字

まず、丹羽大臣、先ほど坂口さんも言われておりましたが、今回の法案は、将来、出生率が一・六程度になることを前提として試算がされているようであります。これは、五年前といましようか、たしか平成四年のときには、二〇二五年には一・八になるといふふうに試算をされた、さらにその前の一九八六年のときには、二〇二五年には二・〇になると試算をされたというふうに思いますが、こういうふうにとんどん見通しが変わってくることに、大臣としてはどういふ認識をお持ちなのか、なぜなのか、お尋ねをしたいと思います。

丹羽国務大臣 御案内のように、長期にわたります人口推計によります出生率は、将来における結婚する女性の割合であるとか夫婦の子供の数などの仮定に基づいて決められておるわけでございます。その仮定が、推計時点で得られている直近の実績値やそれまでの傾向を踏まえまして、御案内のように、高位と中位と低位と、幅を持って客観的、技術的に行っているものでございます。これは、楽観的な仮定を置いているとかそういう問題ではございませんで、結果として、過去の人口推計における出生率の見込みが実績値よりも高いものであったことは御指摘のとおりでございます。

しかしながら、より正確に将来の人口を推計するために、例えば直近の平成九年度におきましては、前回の平成四年の推計に比べま

して、生涯の未婚率のさらなる上昇や夫婦の子供の数の一層の減少というものを見込んでおるわけでございます。生涯の未婚率でございますが、平成九年度の推計では一三・八％、それから、夫婦の子供の数でございますが、平成九年度では一・九六人でございます。

私といたしましては、これまで急速に進行している晩婚化や未婚率の上昇に対しまして、少子化対策の充実であるとか将来にわたって安定した年金制度の構築に向けて取り組んでいかなければならない、このように考えているような次第でございます。

菅委員 今私が聞いた趣旨とややずれていると思えます。つまり、五年前には一・八という推定をされました。五年前が一・八だったわけじゃないんですよ。同じ二〇二五年に対する推定として、五年前は一・八と推定され、約十年前は一・〇と推定し、今回は一・六なんです。これでいくと、また五年後には、いや、あのときは一・六と言ったけれども、またこれから推定し直してみると、例えば一・五とか一・四とか、そういうふうになるのではないかと思うわけであります。

先ほど坂口さんが最後の質問で言われましたけれども、本当に国民は、今の法案に沿ってやれば、二〇二五年にはここで言われているとおりのことになるということ信用できるのかどうか、信用できないと思えます。一番基礎的な数字そのものが〇・二変わるというのは相当大きなことであります。そういう意味で、一体なぜこんな、五年ごとにやるたびにそういう大きなことになっていくのでしょうか。

結局は、今のシステムについて、まあこの程度で何とかなるだろうという甘い見通しのために、五年置きに、五年前に言ったことと全く違うことを言わざるを得なくなっているんじゃないやありませんか。ですから、この法案を議論する上では、まずこの出生率の考え方そのものからして議論をしなければ、五年後に言われているとおりになるといふ信頼性がないのではないかということを行っているのではありませんか。

丹羽国務大臣 平成九年の人口推計におきます合計特殊出生率でございますが、平成十二年度に一・三八で底を打ちました後、三十年かけて一・六一まで回復する、こういうような見込みを立てておるわけでございます。これは、現在晩婚化が進んでおりますちょうどその過程でございます、高齢世代というものは既に子供を産み終えておるわけでございますが、若年年齢世代はこれから結婚をして出産に入るために、現在は合計特殊出生率が低い状況になる、こういうことから、決して私は楽観的な数字ではないと思えます。それとともに、今政府あるいは政党挙げて少子化対策に取り組んでいただいている、こういうところでございます。

菅委員 これ以上この問題はかりやっても時間がたつばかりであります、少なくとも基本的な数字がこのように極めて根拠が定かでない。私も確かに厚生大臣のときによく聞きました。二十五歳から三十歳までの間の未婚率が五年置きに五〇パーから六〇パーに、六〇パーから七〇パーになっている、だから、まだ未婚の人たちがたくさんたまっているから、そのうち、だあつと結婚するだろうか

ら戻りますというようなことを当ても聞きましたけれども、おかしいな、そんなことになるかなと思っていたら、やはりならなかったというのが今回の数字であります。そういった意味で、一番基本となる数字そのものが大きく信頼性を損なっているということをまず申し上げておきたいと思えます。

そこで、もう一つの大きな課題であります年金資金の自主運用の問題についてお尋ねをしたいと思います。

今回の法改正の中で、百四十兆とも言われる年金資金をこれからは全額自主運用するという方向が打ち出されております。まず、大臣に基本的なことをお聞きします。この自主運用によって、被保険者、つまり、加入者にとってどういうメリットがあるのか、加入者にとつてこれまでのやり方に比べて運用収益がふえて負担が少なくなる、あるいは給付が大きくなる、そういうメリットがあるというふうに考えての改革なのか、その点をお聞きしたいと思います。

丹羽国務大臣 菅委員御案内のように、これまでは財投の運用部資金を借りて、利息を払って回していた。これが、実際、市場の低迷によりましてなかなか最近実績が上がらない、また株が上がってまいりまして累積赤字が減ってきている、こういうことでございしますが、今度直接やることになれば、今、直近では大体二%ぐらいでございますけれども、そういうようなものを借りなくて済むということでございます、それだけです間違いなく健全な運営ができる、このように考えております。

菅委員 厚生大臣、今の答弁は大変重要ですよ。今の答弁で本当

にいいんですね。

つまり、基本的に百四十兆円というのはどこにあるんですか。特別会計にあるわけでありませう。特別会計にあるものが今資金運用部で、まさに財投金利で、この金利を特別会計がもらっているわけでございます。今のお話を聞くと、財投の利息を払っているから難しいんだ。では、その利息はどこに行っているのでしょうか。

丹羽国務大臣 この委員会ではたびたび指摘されていることは、年金福祉事業団において一兆二千億円の赤字が出た、そういうことで大丈夫か、こういう御指摘がありました。それで、その問題につきまして、私どももいたしました。今までは財政投融资資金から、資金運用部から借りておりました、この逆ざや分だけでも解消することができません。現に、信託銀行などほかの民間の金融機関と比べまして決して遜色のない運営は行っておりましたが、